

輸出物品販売場制度のポイント

令和3年10月
国 税 庁

1 輸出物品販売場制度（消費税の免税店制度）とは

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を運営する事業者（以下「事業者」といいます。）が、外国人旅行者等の非居住者に対し、免税対象物品を一定の方法（下記5参照）で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

輸出物品販売場となるためには、外国人旅行者等の非居住者に対して、所定の（以下の3から5までの全てを満たす）手続きにより、免税の対象となる物品を譲渡することができる販売場として、その販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。許可を受けるためには消費税の課税事業者であること等の一定の要件を満たしている必要があります。

また、販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出する必要があります。

（注）輸出物品販売場を移転した場合には、移転後の輸出物品販売場について、新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

2 輸出物品販売場の種類

輸出物品販売場には、次の種類があります。

- ① 一般型輸出物品販売場
事業者が、その販売場においてのみ免税販売を行う輸出物品販売場
- ② 手続委託型輸出物品販売場
販売場が所在する特定商業施設（商店街やショッピングセンター等）内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が、免税販売手続を代理して行う輸出物品販売場
- ③ 自動販売機型輸出物品販売場
免税販売手続が一定の基準を満たす自動販売機によってのみ行われる輸出物品販売場

3 免税販売の対象者（非居住者）

免税販売の対象者は、外国為替及び外国貿易法で規定されている非居住者（外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有しない方等）に限られているため、外国籍を有する方であっても、次のような方は非居住者に該当しません。

- ① 日本国内にある事務所に勤務している方
- ② 日本に入国後6か月以上経過した方

4 免税対象物品の範囲等

免税対象物品は、輸出するため購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品で、金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は、免税販売の対象となりません。

また、免税対象物品の区分（一般物品又は消耗品）に応じて、次の金額の基準を満たす必要があります。

免税対象物品の区分	販売価額（税抜）の合計額※1
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）	5千円以上
消耗品※2（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5千円以上50万円以下※3

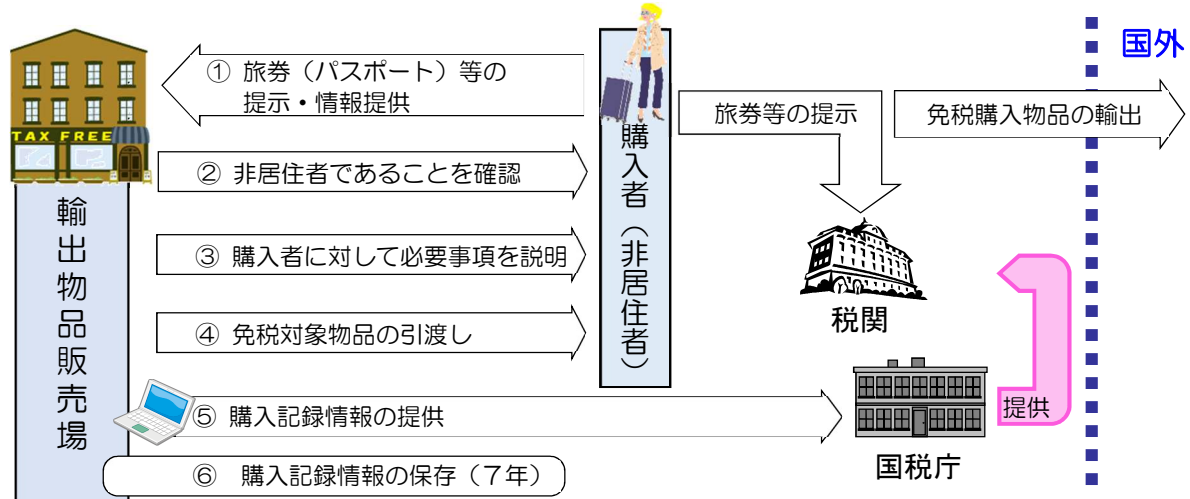
※1 販売価額（税抜）の合計額とは、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額をいいます。

※2 消耗品については、指定された方法により包装する必要があります。

※3 一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、その一般物品を消耗品として5千円以上の判定を行うことができます。

5 免税販売手続（免税販売の方法）

免税販売手続のイメージは以下のとおりです（一般型輸出物品販売場の場合）。



① 旅券（パスポート）等の提示・情報提供

事業者は、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます。

② 非居住者であることを確認

事業者は、旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

③ 購入者に対して必要事項の説明 ④ 免税対象物品の引渡し

事業者は、免税販売の際、購入者に対して、その免税対象物品が輸出するため購入されるものであること等を説明し、物品を引き渡します。説明方法は、口頭説明のほか、例えば、内容確認を促して、説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付・提示する方法があります。

⑤ 購入記録情報の提供

事業者は、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を記録した電磁的記録）を免税販売手続の際、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システム（購入記録情報を受け付けるためのシステム）に、遅滞なくデータで送信する必要があります。

※ 購入記録情報の送信方法は、事業者自らが送信する方法と承認送信事業者を介して送信する方法とがありますが、いずれの方法にするかを事業者において決定していただき、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

⑥ 購入記録情報の保存

事業者は、送信した購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存する必要があります。

（注1） 上記①から⑥までの手続を行わない場合には、消費税の免税は適用できません。

（注2） 手続委託型輸出物品販売場にあつては、上記①から④までの手続を承認免税手続事業者が行い、自動販売機型輸出物品販売場にあつては、上記①から⑤までの手続の機能を備えた自動販売機により手続が行われます。

《観光庁ホームページの消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。本シンボルマークを使用している免税店は、免税店情報発信サイトに店舗情報が掲載され、外国人旅行者からの識別性の向上を図り、外国人旅行者の利便性を高めます。

なお、シンボルマークの申請・使用に当たっては、観光庁ホームページに紹介しています。

URL <https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html>

